

葛飾区子ども・若者基本構想

令和6年3月

葛 飾 区

葛飾区子ども・若者基本構想の策定に当たって

葛飾区では、かねてより学校教育や保育、保健をはじめ様々な分野で子どもや若者、子育てに対する支援を積極的に実施してきました。また、区全体で子どもの権利を大切に守り、子どもの健やかな成長を支えていくため、子どもの権利についての基本的事項を定めた「葛飾区子どもの権利条例」を昨年10月に施行しました。

このような中で、いまを生き、そして本区の将来を担う子ども・若者の健やかな成長をこれまで以上に支えていくためには、区民や事業者等と協働し、子ども・若者や子育て支援の視点を反映した総合的なまちづくりを地域社会全体で推進していく必要があります。

そこで、この度「葛飾区子ども・若者基本構想」を策定しました。本構想では3つの理念として、「子ども・若者一人一人の状況に応じた切れ目のない支援」、「子ども・若者が安全・安心・快適に暮らし続けられる環境の整備」、「子ども・若者が夢や希望に向かってチャレンジし、将来にわたって活躍できる環境の整備」を掲げ、将来像に『「このまちで育ったこと、このまちで育てたこと」を誇れるまち・かつしか』と決めました。

私は、この将来像を実現するため、全ての政策・施策に子ども・若

者や子育て支援の視点を反映させ、区民や事業者、関係団体等と協働して区全体で一丸となって子ども・若者の健やかな成長を支えています。そして、子ども・若者が夢や希望をあきらめことなく様々なチャレンジを行うことを応援していきたいと考えております。

最後に、「葛飾区子ども・若者基本構想」の策定に当たり、区議会をはじめ、子どもや若者など多くの区民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。心より感謝申し上げます。



令和6年3月

葛飾区長 青木 克徳

目次

1	策定の背景	1
2	構想の役割と位置付け	3
3	構想の理念	4
4	目指すべき将来像	5
5	基本的な方向性	6
(1)	方向性1 子ども・若者一人一人を大切にし、子ども・若者が喜びや幸せを感じながら、成長できるまちをつくれます。	6
(2)	方向性2 多様な遊びや体験を通じて、子ども・若者が心豊かにたくましく成長できるまちをつくれます。	7
(3)	方向性3 子どもが質の高い教育環境の中で、豊かな人間力を培うことができるまちをつくれます。	8
(4)	方向性4 安全・安心な環境で、子ども・若者が育ち、子育てできるまちをつくれます。	9
(5)	方向性5 子どもを産み育てる子育てを全力でサポートするまちをつくれます。	10
(6)	方向性6 快適で住みよい環境の中で子ども・若者が育ち、保護者が子育てできるまちをつくれます。	11
6	構想を実現するために	12

1 策定の背景

葛飾区では、これまで、子ども・若者¹や子育て支援を区政の最重要施策の一つに位置付け、子ども・若者や子育て支援に関する様々な事業を、区民や事業者等と連携・協力して推進してきました。また、令和5年10月には、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくため、子どもの権利を大切に守っていくための基本となる事項を定めた「葛飾区子どもの権利条例」が施行されました。さらに、これを具体化する一つ的手段として、同年10月1日に「子どもとその家庭が安全で安心して自立した生活ができるかつしか」の実現を図るため、葛飾区児童相談所を開設しました。

このような中、本区の乳幼児人口は、平成29年度以降減少しており、令和5年4月1日現在で2万人を下回っています。また、本区が令和5年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」において、安心して子育てできる環境についての本区の評価に関する質問に対し、保護者の回答では、肯定的回答が6割以上と増加傾向になっております。一方で、自分の考えや判断を表現できる力を身につけ、大人に成長できる環境についての本区の評価に関する質問に対し、子ども・若者の回答では、肯定的回答が4割弱と減少傾向にあり、本区の将来を担う子ども・若者に対する更なる支援が必要です。

1 「子ども・若者」…「子供・若者育成支援推進大綱」を参考に、子どもは、乳幼児期、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者のことを言います。若者は、思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者と、施策によってはポスト青年期（40歳未満まで）の者のことを言います。

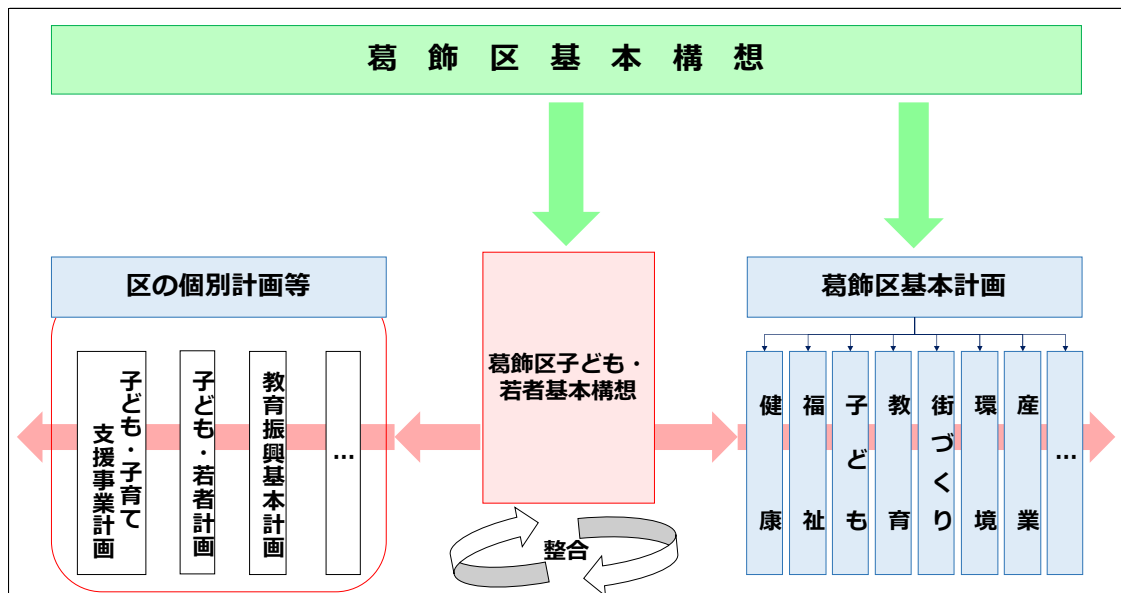
こうした状況を踏まえ、本区が、将来にわたって、持続可能なまちとして発展していくためには、まちづくり全体の中で子ども・若者や子育て支援を積極的に推し進め、子育て世代を中心とした多くの人から住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいと思われる魅力的なまちづくりを進めていくことが重要です。

このことから、子ども・若者や子育て支援施策を更に充実させ、子ども・若者を主体とした子ども・若者や子育て支援の視点を区政全般に反映した総合的なまちづくりを推進し、区は、区民、事業者等との連携・協力により持続可能な「かつしか」を実現するため、「葛飾区子ども・若者基本構想」を策定しました。

2 構想の役割と位置付け

本構想は、「葛飾区基本構想」の下、「葛飾区子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、「葛飾区基本計画」に位置付けられている全ての政策・施策やこれらと整合している本区の個別計画等を、子ども・若者や子育て支援の視点から横断的に捉え直して、総合的なまちづくりを推進していくための指針としての役割を持つものです。

【構想の位置付け】



3 構想の理念

全ての子ども・若者は、未来を担うかけがえのない存在であり、区全体で子ども・若者の健やかな成長を支えていくことにより、本区の持続的な発展を図っていく必要があります。

そのため、本区では、公共施設²の整備などのハード面と、子ども・若者や子どもの育ちに関わる者³への支援などのソフト面の両面にわたる全ての政策・施策等に、子ども・若者や子育て支援の視点を盛り込んだ総合的なまちづくりを推進していきます。

そこで、本構想では、このようなまちづくりを地域社会全体で推進するため、次の3点を理念として位置付けます。

○子ども・若者一人一人の状況に応じた切れ目のない支援を行います。

○子ども・若者が安全・安心・快適に暮らし続けられる環境を整えます。

○子ども・若者が夢や希望に向かってチャレンジし、将来にわたって活躍できる環境を整えます。

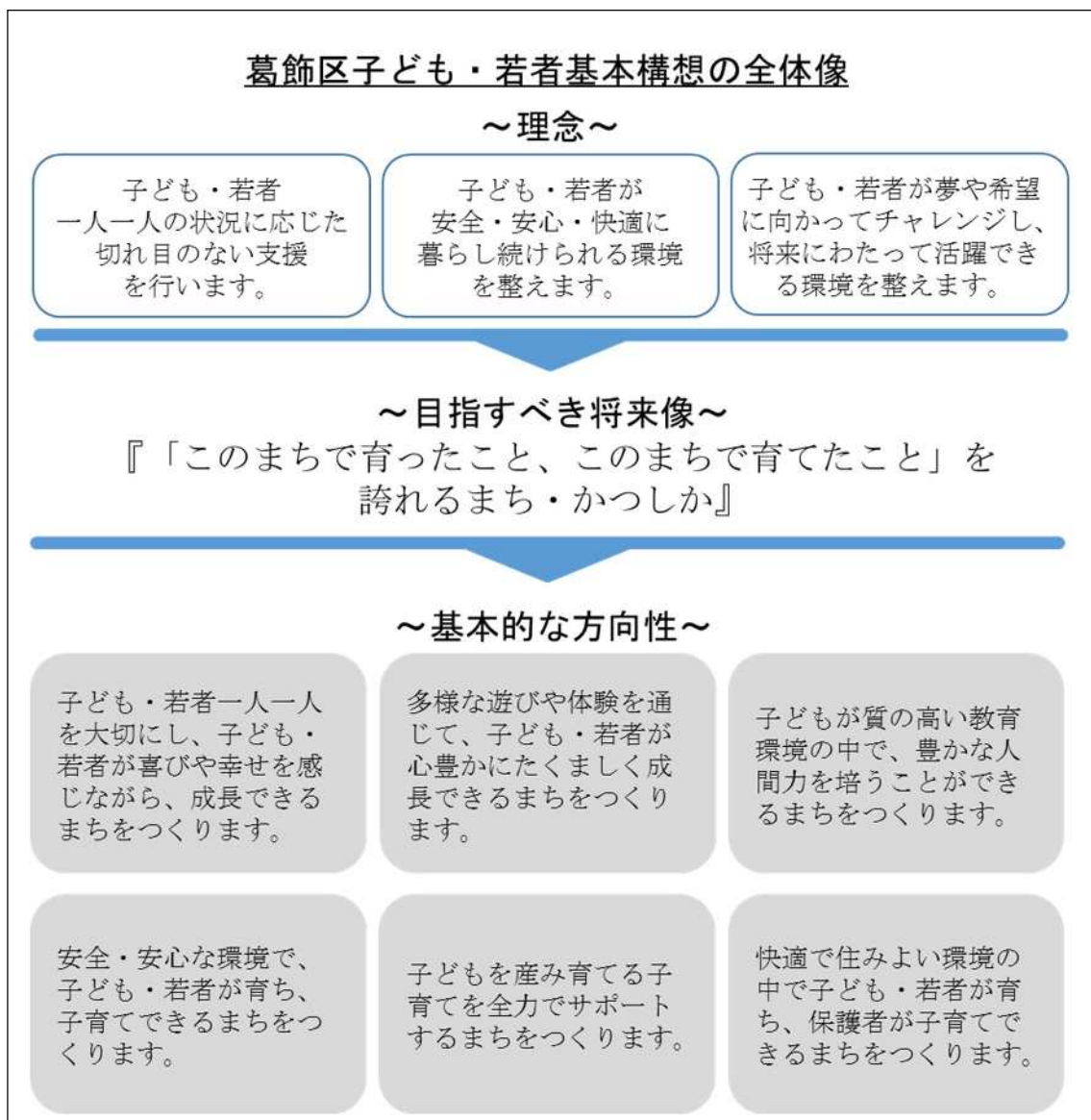
2 「公共施設」…道路、公園、学校、庁舎、子ども未来プラザ、学童保育クラブ、地域コミュニティ施設等のことを言います。

3 「子どもの育ちに関わる者」…主に、父・母などの保護者、地域住民、支援団体の構成員、子育て支援施設の職員等のことを言います。

4 目指すべき将来像

今後、本区が、子ども・若者の健やかな成長を支えるに当たっての目標となる将来像を次のとおり定めます。この将来像の実現に向け、区は、区民、事業者等と連携・協力し、地域社会全体で取組を推進していきます。

『「このまちで育ったこと、このまちで育てたこと」を
誇れるまち・かつしか』



5 基本的な方向性

本構想では、目指すべき将来像を実現するため、次の6点を基本的な方向性として定め、区は、区民、事業者等と連携・協力して取り組んでいきます。

(1) 方向性1 子ども・若者一人一人を大切にし、子ども・若者が喜びや幸せを感じながら、成長できるまちをつくります。



ア 子ども・若者一人一人が意見を自由に表明でき、その意見が十分に尊重されるまちをつくります。

イ 生まれ育った環境、性別、障害などによるあらゆる差別がなく、子ども・若者一人一人が持てる個性と能力を発揮して、自分らしく輝けるまちをつくります。

ウ 一人一人が思いやりの心をもって、多様な個性・文化・習慣を認め合いながら共生できるまちをつくります。

エ 発達の遅れや障害のある子ども・若者が、環境に左右されず自らの可能性を最大限に発揮し、自分らしく成長できるまちをつくります。

オ あらゆる子ども・若者が孤独や疎外感、将来への不安を感じることなく、安心した生活を送りながら成長し、進学や就職など希望する将来に進めるまちをつくります。

(2) 方向性2 多様な遊びや体験を通じて、子ども・若者が心豊か

にたくましく成長できるまちをつくります。



ア あらゆる子ども・若者が、気軽に集い、憩い、心を通わせながら、自由な遊びやレクリエーションなど一緒に活動できるまちをつくります。
※

イ 地域の中で、ふるさと葛飾を愛する心や誇りを育みながら、心豊かに成長できるまちをつくります。

ウ 学校の放課後や三季休業中などでも、子ども・若者一人一人が自由な遊びや様々な体験のできるまちをつくります。
※

※「自由な遊び」については、ルールやマナーを守った上での自由な遊びという趣旨であり、区はその実現に向けて取り組んでいきますが、利用者には葛飾区子どもの権利条例（以下「条例」という。）第4条第2項の規定を踏まえ、利用の際はルールやマナーを守り、自分以外の人の権利も大切にすよう、条例や公園の正しい利用について周知・啓発していきます。

条例第4条第2項：子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。

(3) 方向性3 子どもが質の高い教育環境の中で、豊かな人間力を培うことができるまちをつくります。



ア 変化の激しい社会でたくましく成長して活躍できるよう、時代に求められる資質・能力が身に付けられる学校教育を実現するまちをつくります。

イ グローバル社会を生き抜く国際感覚、深い学びや文化・芸術に触れる経験の中で培われる資質・能力、豊かな人間性・人格、スポーツに親しみながら健康に生きる力を育めるまちをつくります。

ウ 教育環境の維持・向上を図り、子どもが安全・安心でいきいきと学校生活を送れるまちをつくります。

エ 乳幼児期から青年期に至るまでの切れ目のない教育支援を行うとともに、一人一人の個性にあった多様な学習環境が充実したまちをつくります。

オ 学校・家庭・地域が連携し、子どもの成長を社会全体で支援するまちをつくります。

(4) 方向性4 安全・安心な環境で、子ども・若者が育ち、子育てできるまちをつくります。



- ア 子ども・若者や保護者が、犯罪や事故などの不安を感じることなく、安全・安心に暮らせるまちをつくります。
- イ 災害に強いまちづくりを進めるとともに、子ども・若者や保護者の防災意識を高め、災害時でも地域で支え合いながら、安全・安心に過ごせるまちをつくります。
- ウ 子ども・若者や保護者が必要な時に必要な医療や相談支援を受けられ、衛生的で生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくります。
- エ 子ども・若者が、基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付け、成長した時に自らの力で安心して暮らせるまちをつくります。

(5) 方向性5 子どもを産み育てる子育てを全力でサポートする

まちをつくります。



ア 妊娠期から子どもが成人するまで、子どもやその家庭に寄り添いながら切れ目のない支援を行い、誰もが安心して子どもを産み育てられるまちをつくります。

イ 多様な教育・保育需要に合わせた質の高いサービスを提供するとともに、働きやすく、子育てしやすいまちをつくります。

ウ 地域や支援関係機関⁴と連携・協力し、顔の見える関係をつくりながら、地域の一員としての子ども・若者を健全に育めるまちをつくります。

エ 経済的な不安を軽減し、安心して子育てできる環境を整え、子ども・若者の輝かしい未来を実現できるまちをつくります。

4 「支援関係機関」…主に、民生委員・児童委員、地域の支援団体・ボランティア団体、NPO 法人等のことを言います。

(6) 方向性6 快適で住みよい環境の中で子ども・若者が育ち、保護者が子育てできるまちをつくります。



- ア 子ども・若者や保護者にとって、地域特性に応じた快適で利用しやすい公共施設が整備されたまちをつくります。
- イ 子育てしやすい快適な住環境を整え、子ども・若者や保護者が住んでみたい、住み続けたいと思えるまちをつくります。
- ウ 安全で利便性の高い公共交通や交通機能が充実した、子ども・若者や保護者にとって快適に移動できるまちをつくります。
- エ 人情豊かな多くの人々でにぎわう、便利で快適な生活環境で子ども・若者が育ち、保護者が子育てできるまちをつくります。
- オ 先進的なデジタル技術を活用した、子ども・若者や保護者が快適に生活できるまちをつくります。
- カ 豊かな水や緑、花々などに囲まれた美しく心安らぐ快適な環境を守り、将来にわたって子ども・若者の育ちと保護者の子育てを支える持続可能なまちをつくります。

6 構想を実現するために

本構想に掲げる将来像を実現するため、基本的な方向性に位置付けている子ども・若者や子育て支援の視点について、全ての部局が共通認識を持ち、子ども・若者が夢や希望を実現できるよう、組織横断的な取組を進めていきます。

今後、全ての部局が、所管する個別計画の策定などのあらゆる機会を捉えて、本構想の理念を反映させるとともに、子ども・若者や保護者はもとより地域や事業者等の声を聴きながら、区全体で連携・協力して、子ども・若者や子育て支援の視点を反映した総合的なまちづくりを推進することで、本構想を実現していきます。